

沖縄県歯科診療ネットワーク

沖縄県歯科診療ネットワーク協議会

令和元年9月

はじめに

現在、多くのH I V陽性者が定期的な通院（約3か月に1度）と抗H I V療法により非感染者と同等の日常生活を送ることができています。

このため、H I V陽性者に対する医療体制についても、拠点病院のみでの治療ではなく、歯科を含めた地域診療所での診療が求められています。

2018年1月に全面改正されたエイズ予防指針（厚生労働省告示）でも、「地域での包括的な医療体制整備の一環として、拠点病院と連携しながらH I Vと共に生きる人々に対し標準予防策を講じつつ滞りなく歯科診療を提供することが重要である」とあります。

また、H I V陽性者からの「かかりつけの歯科で治療や口腔内のケアを受けたい」という要望も高まっています。

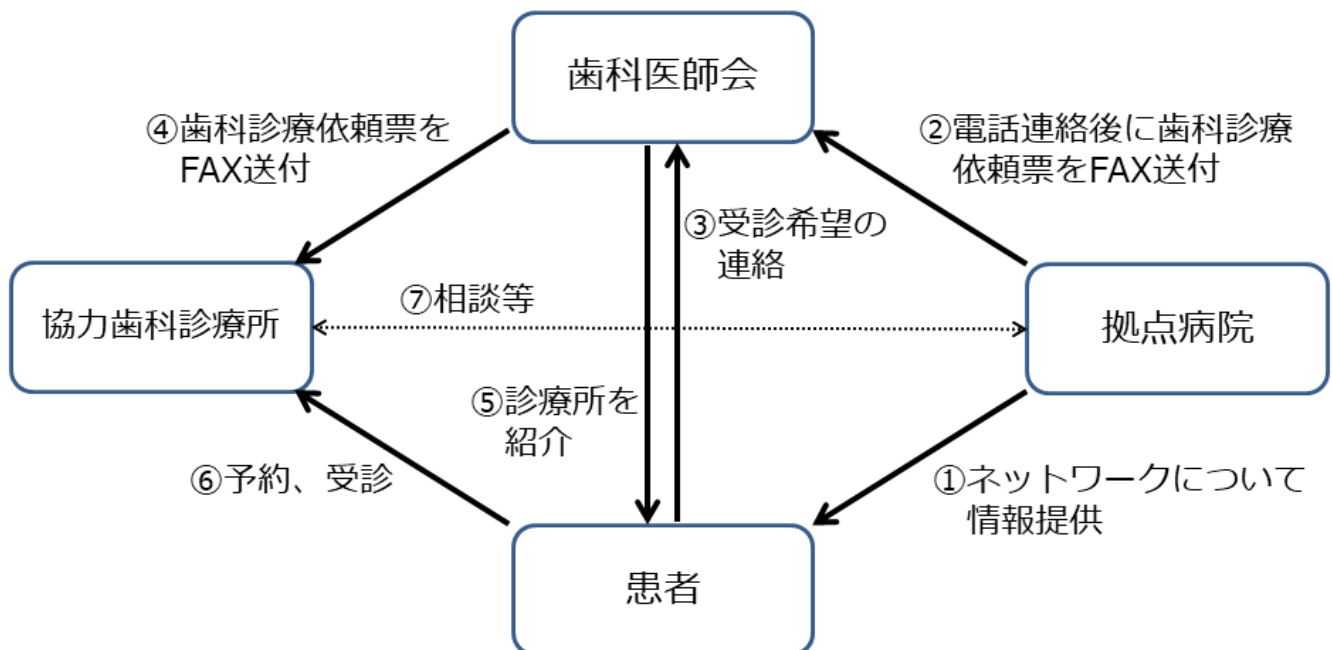
沖縄県では、沖縄県地域保健課、沖縄県歯科医師会、沖縄県エイズ3拠点病院の協同のもと、「沖縄県H I V歯科診療ネットワーク」を構築し、歯科医療体制の整備に取り組むことになりました。

歯科治療の必要、あるいは希望のある患者に対する紹介システムを構築すると共に、曝露後対策や標準予防策などの基本的な感染曝露対策に関しても改めて周知されることが重要です。

「沖縄県歯科診療ネットワーク」が、H I V陽性者の求める地域での歯科診療と医療従事者が適切な感染管理のもと診療できるよう、双方にとって安心安全な体制づくりを目指します。

沖縄県歯科診療ネットワーク協議会

沖縄県歯科診療ネットワーク紹介システム



紹介にあたっては、血中のH I Vウイルス量が200コピー未満の患者である

歯科治療の必要、あるいは希望のある患者に対する協力歯科診療所紹介の流れ

【拠点病院】

- ・主治医等から歯科診療ネットワークについて患者へ情報提供・・・図①
- ・歯科医師会窓口へ受診希望の連絡を行うよう患者へ伝える
- ・拠点病院から歯科医師会へ電話連絡後、歯科診療依頼票（※別紙参照）をFAX・・・図②
〈 歯科医師会 窓口対応時間：月～金、8:30～17:15 〉

↓

【歯科医師会】

- ・患者からの問い合わせに窓口担当者が対応（依頼票を確認）・・・図③
- ・希望のある地区や受診日に合わせて協力歯科診療所を選定し、受け入れ確認を行う
- ・該当する歯科診療所の有無、具体的な紹介先の情報を患者へ伝える・・・図④
- ・患者が希望する紹介歯科医へ歯科診療依頼票をFAXし情報を共有・・・図⑤

↓

【患者】

- ・紹介された歯科診療所に連絡し、予約を入れる・・・図⑥
- ・情報提供書が必要な場合、紹介された歯科診療所について拠点病院主治医等へ連絡し、情報提供書作成を依頼
※基本的に情報提供書は、歯科診療依頼票が共有される場合必要としない

↓

【拠点病院】

- ・必要な場合は、情報提供書を準備

↓

【患者】

- ・情報提供書があれば持参し予約日に受診

↓

【協力歯科診療所】

- ・紹介のあった患者の診療を行う
- ・診療の上、外科的あるいは観血的処置があり拠点病院歯科での治療が望ましい場合は患者へ説明し、拠点病院歯科へ相談・・・図⑦

※歯科診療所への最終受診日から6か月以上経過している場合、改めて歯科診療ネットワーク依頼票の情報を拠点病院と共有してください。

歯科診療ネットワーク依頼票について

紹介システムを円滑に運用するにあたって沖縄県歯科診療ネットワーク内で使用する独自の情報共有ツールとなります。レセプト時に必要な診療情報提供書とは異なる書類になりますのでご注意ください。また、患者情報漏洩の観点から患者名ではなく依頼番号での情報共有としています。

（琉球大学医学部附属病院：R、南部医療センター：N、中部病院：C）

依頼票に記載されていない詳しい病状や内服薬等に関して情報が必要な場合は、直接拠点病院主治医へご連絡、ご相談ください。

令和1年度 沖縄県歯科診療ネットワーク協議会 関係機関名簿

沖縄県歯科医師会
沖縄県保健医療部地域保健課 結核感染症班
琉球大学医学附属病院
沖縄県立中部病院
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター